

## 令和元年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和元年9月27日（金） 午前10時開会																										
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																										
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>室屋 智美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	園山 一則	堂免 修	鳥丸 俊秀	永尾 寛	福永 大悟	堀之内 薫		上四元 正昭		豊留 辰男		中村 秀彦		室屋 智美		仮屋 幸孝		弟子丸 宗一		鳩宿 隆雄		横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																										
有村 伊智博	有村 浩一																										
園山 一則	堂免 修																										
鳥丸 俊秀	永尾 寛																										
福永 大悟	堀之内 薫																										
	上四元 正昭																										
	豊留 辰男																										
	中村 秀彦																										
	室屋 智美																										
	仮屋 幸孝																										
	弟子丸 宗一																										
	鳩宿 隆雄																										
	横峯 明人																										
欠席委員 （1名）	岩元 節朗																										
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、井上、二俣、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																										
農政総務課	主 任 羽生																										
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 非農地認定に関する件</li> <li>5 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>6 相続税の納税猶予に関する件</li> </ol>																										
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																										

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第7回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、岩元委員から出されています。

東桜島の発表委員は、19番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、弟子丸委員、中村委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入ります。

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～ 2 ページ 4 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。  まず、松元、5 番委員をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 1 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：農業廃止、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  この件について、補足説明をさせていただきます。  耕作面積は 0 となっておりますが、これまで受人は亡くなった父の農地を耕作しており、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。  番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号 3 号、実習農園、相手要望、所有権移転、売買。  この件について、補足説明をさせていただきます。  譲受人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行う、特定非営利活動法人です。譲受理由は実習農園であり、平成 30 年 9 月総会において、不許可の例外規定である農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハに該当するため許可されましたが、分筆予定農地の地積に変更が生じたため許可を取り消し、再度許可申請が提出されたものです  以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8 番委員をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 4 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。  別冊資料 1 にありますように、番号 3 号は、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目直しをお願いいたします。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。   〔「異議なし」の声あり〕   それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」4 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件 3 ページ～4 ページ 2 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、転用目的・施設等：畜舎、牛舎 1 棟 273.60㎡、駐車場 25.50㎡、転回場 1,042.90㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…里道、西…他人畑、南…農道、北…原野、境界…土留、雨水…自然流下、污水…搬出。 この件について、補足説明します。 土地利用調整課に確認しましたが、事前協議により、都市計画法の許可は不要とのことでした。 以上です。
議 長	次に、吉田、12 番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、一般住宅、住家 1 棟 91.09㎡、庭敷地等 142.91㎡、東…宅地、西…公衆用道路、南…宅地、水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、過去に資材置場として無断転用されており、現地調査の際も整地されていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」2 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

<b>議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件</b> <b>5 ページ～10 ページ 14 件</b>	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員をお願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家 1 棟 103.51㎡、庭敷地等 326.49㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…貸人畑、他人畑、南…貸人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、土地の一部に砂利を敷き駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>また、被害防除計画の雨水につきましては、隣接する西側の土地を購入し、市道側溝へ流出する計画であります。</p> <p>番号 2 号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場 330.00㎡、東…渡人畑、西・南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7 番委員をお願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 3 号、所有権移転、売買、農業用倉庫、倉庫 1 棟 59.92㎡、資材置場 12.00㎡、転回場 427.08㎡、東…宅地、西・北…他人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15 番委員をお願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 4 号、所有権移転、売買、一般住宅、住家 1 棟 105.50㎡、庭敷地等 299.50㎡、東…市道、別件 5 条申請地、南…他人畑、西・北…別件 5 条申請地、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号 5 号、所有権移転、売買、植林、杉 154 本 1,040.00㎡、東…市道、西…山林、南…他人畑、別件 5 条申請地、北…宅地、渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟399.22㎡、通路239.07㎡、庭敷地等1,173.71㎡、東…鉄道用地、南…市道、西…市道、他人畑、北…水路、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場510.00㎡、転回場410.00㎡、東…市道、水路、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟133.32㎡、庭敷地等209.68㎡、東…県道、西・南…貸人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場72.00㎡、転回場126.00㎡、法面184.00㎡、東…山林、西…宅地、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟69.89㎡、庭敷地等561.11㎡、東…貸人畑、西…宅地、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ2.8kmに位置する第3種農地の都市計画用途区域内農地に該当します。</p> <p>借人は貸人の孫であり、これまで借家住まいだったものを、祖父の土地を借り受け、自宅を新築しようとするものです。</p> <p>申請地の面積は631㎡ですが、不整形な土地であり、隣接する祖父の土地を通行して里道へ出入りする必要があるため、有効面積は550.28㎡となっております。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場150.00㎡、転回場189.00㎡、東・南…宅地、西…他人畑、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>備考欄に農用地除外6月審議済となっておりますが、9月24日に許可済です。</p> <p>番号12号、所有権移転、贈与、植林、クヌギ24本198.00㎡、東・西・南…渡人畑、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟55.89㎡、庭敷地等96.29㎡、東…別件5条申請地、西・北…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟56.70㎡、庭敷地等95.48㎡、東・南…宅地、西…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13・14について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては平成31年4月26日付で5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受け人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

<b>議題４．非農地認定に関する件</b> <b>１１ページ～１７ページ １０件</b>	
議 長	次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、９番委員お願いします。
９ 番 委 員	ご報告します。 番号１号、調査結果：住家２棟、うち１棟４７年経過、うち１棟６０年経過、 現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、１番委員お願いします。
１ 番 委 員	ご報告します。 番号２号、調査結果：店舗１棟、１５年経過、現況宅地。 番号３号、調査結果：雑木自然繁茂、約６０年経過、現況山林。 番号４号、調査結果：雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、７番委員お願いします。
７ 番 委 員	ご報告します。 番号５号、調査結果：住家１棟、約６０年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、東桜島、１９番委員お願いします。
１ ９ 番 委 員	ご報告します。 番号６号、調査結果：雑木自然繁茂、約２０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、１５番委員お願いします。
１ ５ 番 委 員	ご報告します。 番号７号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約２０年経過、現況山林。 番号８号、調査結果：雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。



議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

<b>議題 5. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>18ページ～27ページ 15件</b>	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 18ページをお開きください。</p> <p>「議案第 5 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、令和元年 9 月 30 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 1 件 1, 298. 00㎡、新規、賃借権 9 件 23, 884. 00㎡、うち新規 8 件 22, 495. 00㎡、所有権移転 5 件 7, 284. 00㎡、合計 15 件 32, 466. 00㎡、うち新規 9 件 23, 793. 00㎡となっております。</p> <p>次に 19 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。設定期間 5 年が 1 件となっております。</p> <p>次に 20 ページをお願いします。</p> <p>これは、18 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 10 年が 5 件、5 年から 10 年未満が 2 件、3 年、5 年が各 1 件となっております。</p> <p>次に 21 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 1 筆、賃借権 20 筆、計 21 筆。面積は、田 1, 178. 00㎡、畑 4, 054. 00㎡、樹園地 19, 950. 00㎡、計 25, 182. 00㎡うち更新分は、1, 389. 00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 10 人。うち更新分は 1 人となっております。</p> <p>次に 22 ページから 27 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 相続税の納税猶予に関する件 28ページ 1件	
議 長	次に、議題 6. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	資料の28ページをお開きください。 この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。 この制度を利用すると、申請人は3年に1度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出ることになっております。 今回1件の申請があり、去る9月12日に13番委員、私、事務局職員4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。 相続開始は平成19年2月16日、申請人は被相続人の子で、今回が5回目の申請でございます。 今回、調査しました特例適用農地は全て畑であり、その1は、かぼちゃ、深ネギ、サツマイモを作付け中、白菜、キャベツ、玉ネギを作付け予定、 特例適用農地2は、すいかを作付け中、ブロッコリー、大根、人参、タマネギを作付け予定、特例適用農地3は、じゃがいも、カブ、人参を作付け予定とのことでした。 従いまして、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。  議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>29ページ～31ページ 3件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。29ページです。 照会日：令和元年8月8日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年8月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、30ページです。 照会日：令和元年9月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年9月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	報告します。31ページです。 照会日：令和元年8月30日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年9月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>32ページ～33ページ 6件</b>	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	32ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は6件です。 登記地目別では、田1筆、663.00㎡、畑21筆、16,428.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が6件。権利の種別は、所有権が6件。農業委員会によるあっせん等は、無が6件となっております。 33ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 34ページ～39ページ 23件	
事 務 局	<p>34ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が2件、共同住宅が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、駐車場が4件、共同住宅、その他が各1件、合計20件となっております。</p> <p>35ページは、4条関係3件、36ページから39ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料2	
事 務 局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の7月期については、訪問戸数173戸、うち不在6戸、調査回答戸数167、貸出希望6戸71.68アール、借入希望3戸220.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数2,417戸、うち不在88戸、調査回答戸数2,310戸、貸出希望143戸3,175.68アール、借入希望28戸1,614.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前10時25分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>令和元年度第8回総会（月例）開催日時は、</p> <p style="text-align: center;">10月28日（月）午前10時開会 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時30分）</p>